

(平成21年4月1日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 7 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 6 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 9 件

国民年金関係 5 件

厚生年金関係 4 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和58年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年6月から57年9月まで
② 昭和58年7月から同年9月まで

私は、家業が自営業のため、老後のことを考えて国民年金に加入した。加入手続及び国民年金保険料の納付は父がしたと思う。

今まで税金や国民年金保険料を滞納したことがないので、申立期間の①及び②の同保険料が未納と言われても納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続並びに申立期間①及び②の国民年金保険料の納付について、父が行ったとしており、申立人自身は加入手続及び同保険料の納付に関与していないものの、申立人に代わって同保険料を納付していた申立人の父自身には未納は無いことから、父の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間②の前後の期間に係る国民年金保険料の納付について、旧A町（現B市）が保管する国民年金印紙検認票により、昭和58年4月から同6月分は60年7月30日に、58年10月から同12月分は60年11月26日にそれぞれ過年度納付されていることが確認できることから、「57年に帰郷して以降、父が同保険料をさかのぼって納付してくれた」とする申立人の主張には信ぴょう性があると考えられる。

さらに、社会保険庁のハードコピーにより国民年金保険料の納付期日が確認できる昭和60年度以降の申立人の同保険料は現年度納付されていることから、59年12月から61年1月まで、申立人の父は同保険料の過年度納付と現年度納付を並行して行っていたことになり、申立期間②に係る同保険料も過

年度納付されたものと考えても不自然ではない。

加えて、これらの過年度納付は、特殊台帳には記載されておらず、行政側の事務処理が適切に行われていなかった可能性がうかがわれる。

一方、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の同記号番号は昭和 59 年 12 月に払い出されたことが確認できることから、この時点で申立期間①に係る国民年金保険料は時効により納付することができない。

また、戸籍の附票によると、申立人は昭和 53 年 3 月から 57 年 3 月まで C 区及び D 区に居住していたが、国民年金手帳については現在所持している 1 冊しか交付されていないと主張しており、氏名検索などによっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が付番された形跡はみられなかった。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 58 年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社B営業所における厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和21年11月1日、資格喪失日は25年12月1日であると認められることから、当該期間に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和21年11月から22年3月までの標準報酬月額については240円、22年4月から23年7月までは600円、23年8月から同年12月までは2,100円、24年1月から同年4月までは2,400円、24年5月から25年11月までは3,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年4月1日から25年12月1日まで

私は、昭和21年4月からA社B営業所に勤務した。その後、23年1月から同社に現在の夫も勤務し、25年4月に私たちは職場結婚した。そして、私は、結婚後も数か月間勤務を続け、その後、退職した。

私は、正社員であり総務を担当していて、勤務日数も勤務時間も夫と変わらなかった。

夫は入社時期から厚生年金保険に加入しているのに、同じように勤務していた私が加入していないのは納得できないので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間においてA社B営業所に勤務していたことは、同僚の証言から推認できる。

また、社会保険庁が保管する厚生年金保険被保険者台帳索引票及び厚生年金保険被保険者台帳を調査したところ、生年月日は異なるものの（申立人の生年月日は昭和7年C月D日。同索引票及び同台帳に記載されている生年月日は昭和7年C月E日。）、申立人の旧姓と同姓かつ同名の被保険者のA社F支店における厚生年金保険被保険者記録が確認され、当該厚生年金保険被保険者記録については、次の理由から申立人に係る厚生年金保険被保険者記録であると認められる。

- i) 当該厚生年金保険被保険者記録は、未統合の記録であること。
- ii) 当該厚生年金保険被保険者記録に記載されている生年月日により氏名検索を行ったが、該当者は検出されなかったこと。
- iii) 当該被保険者台帳記号番号の前後の記号番号に係る複数名の被保険者記録を調査したところ、いずれの被保険者も、厚生年金被保険者資格取得時にはA社B営業所に在籍していたものと考えられること。

一方、厚生年金保険被保険者期間については、前述の厚生年金保険被保険者台帳において、昭和21年11月1日資格取得、25年12月1日資格喪失と記録されており、また、同僚の証言内容からは、申立期間当時においてA社B営業所の事業主は、何からの事情により就職から一定期間経過後に厚生年金保険に加入させていた状況が推認されることから、被保険者資格の取得日については、21年11月1日とすることが妥当であると考えられる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和21年11月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出及び25年12月1日に被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行っていたことが認められる。

なお、昭和21年11月から25年11月までの期間の標準報酬月額については、社会保険庁が保管する厚生年金保険被保険者台帳の記録から、昭和21年11月から22年3月までは240円、22年4月から23年7月までは600円、23年8月から同年12月までは2,100円、24年1月から同年4月までは2,400円、24年5月から25年11月までは3,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立に係る事業所における資格取得日は昭和19年10月1日、資格喪失日は21年11月30日であると認められることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和19年10月から21年3月までは50円、同年4月から同年10月までは60円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から21年11月30日まで

私は昭和19年3月ごろからA社B事業所に勤務しており、会計事務を担当していた。昭和21年12月に結婚する直前まで勤務していた。当時の資料は何も無いが、19年10月以降、厚生年金保険に加入していたかどうか調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、社会保険事務所が保管するA社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人の旧姓と同姓かつ申立人と同名の「C」氏が、昭和19年3月6日に厚生年金保険被保険者資格を取得（厚生年金保険被保険者資格期間に算入されるのは厚生年金保険料徴収開始後の19年10月1日）し、21年11月30日に同資格を喪失した記録があることが確認できる。

また、前述の名簿における「C」氏の記録は、生年月日が「大正12年D月E日」となっており、申立人の生年月日と相違しているが、i) 同名簿における同氏の厚生年金保険被保険者資格取得日が申立人の申立てとほぼ一致すること、ii) 申立人は「女学校の卒業証書の生年月日がD月となっていたので、結婚するまで誕生日がD月だと思っていた。会社の諸手続きもD月生まれで届けたかもしれない」と述べていること、iii) 申立人は申立人と同日に入社したとする同僚の氏名、入退社の日付等を詳細に記憶しており、その記

憶は申立事業所に係る同名簿に記録されている同僚の記録と一致していることから、調査の過程で確認された「C」氏の厚生年金被保険者記録は申立人のものであると認められる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和19年3月6日に被保険者資格を取得した旨の届出、及び21年11月30日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所が保管している申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録より、昭和19年10月から21年3月までは50円、同年4月から同年10月までは60円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和55年4月1日とし、申立期間の標準報酬月額を7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年4月1日から56年4月1日まで
② 昭和61年4月1日から平成3年4月1日まで

私は、A事業所に、昭和55年4月1日に就職し、平成3年3月31日に退職した。退職手当金裁定通知書兼支給内訳書にも、勤務期間についての記載がある。勤務期間と厚生年金保険の加入期間に相違があるので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の①について、申立人から提出された退職手当金裁定通知書兼支給内訳書の記録及びA事業所から提出された嘱託職員調の記録により、申立人が、昭和55年4月1日から平成3年3月31日まで、勤務形態は変わることなく継続して当該事業所に勤務していたことが確認できる。

また、前述の嘱託職員調に記載されている嘱託職員17名（申立人を除く。）については、「自ら申し出て国民年金に引き続き加入した」と供述する1名を除き、当該資料に記載されている採用日と厚生年金保険の被保険者資格取得日は一致していることが確認され、さらに、申立人と同時期に当該事業所に勤務していた複数名の元嘱託職員は「採用日と厚生年金保険の資格取得日は同じであった」と述べており、申立期間の①について、申立人のみが、他の嘱託職員と異なる取り扱いを受けなければならなかったことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が、申立期間の①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和 56 年 4 月の社会保険事務所の記録から、7 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が無く不明としているが、申立人に係る厚生年金保険の被保険者資格取得の届出及び被保険者報酬月額算定基礎届のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 55 年 4 月から 56 年 3 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間の①に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間の②について、前述の退職手当金裁定通知書兼支給内訳書の記録及び嘱託職員調の記録より、申立人が当該期間も継続して勤務していたことは確認できる。

しかし、昭和 61 年 4 月の時点で、申立人はすでに 68 歳に達していた上、退職共済年金の受給権を有していたことが確認されることから、厚生年金保険法の改正（昭和 61 年 4 月施行）に伴い、厚生年金保険の被保険者が 65 歳未満の者とされたことにより、被保険者資格を喪失したものと判断される。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間の②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和46年4月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年6月21日に資格を喪失した旨の届出を行ったことが認められることから、申立人のA事業所における厚生年金保険被保険者の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和46年4月から同年5月までの期間の標準報酬月額については、6万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年ごろから32年ごろまで
② 昭和33年ごろから37年ごろまで
③ 昭和46年ごろから47年ごろまで

申立期間の①はB事業所で、②はC県にあった事業所で、③の期間については、働いていた期間は特定できないが、D事業所、E事業所、A事業所に勤務していたので、厚生年金保険に加入していないか調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の③のうち、昭和46年4月1日から同年6月21日までの期間については、社会保険事務所が保管しているA事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人と同姓同名で生年月日が約3年相違する者の記録が確認でき、当該記録は社会保険庁が管理するオンライン記録の基礎年金番号に統合されていないことが判明した。

また、健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載された当該記録における被保険者の生年月日は、申立人と約3年相違しているが、当該記録において確認できる被扶養者3人の氏名及び生年月日は、申立人の子供3人のものと一致することから、当該記録は申立人のものであると認められる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人がA事業所において昭和46年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年6月21日に同資格を喪失した旨の届出を、事業主により社会

保険事務所になされたものと認められる。

なお、昭和 46 年 4 月 1 日から同年 6 月 21 日までの期間の標準報酬月額については、社会保険事務所が保管している申立人に係る A 事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票から、6 万円とすることが妥当である。

一方、申立期間の①について、申立人は B 事業所に勤務していたと主張しているが、給与明細書等、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことを示す資料は無く、申立人からも、同保険料の控除をうかがわせる具体的な証言は得られなかった上、申立人は当該事業所の下請けの事業所で勤務していた可能性もあると述べており、勤務期間等についても記憶はあいまいで、申立期間を確定することはできなかった。また、社会保険事務所が保管している B 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿にも、申立人の氏名は見当たらなかった。

申立期間の②について、申立人は C 県 F 町にある事業所で勤務していたと主張しているが、勤務していた事業所名は明らかではなく、申立内容に合致する適用事業所も見当たらず、申立人からも、厚生年金保険料の控除をうかがわせる具体的な証言は得られなかった上、勤務期間等についても記憶はあいまいで、申立期間を確定することはできなかった。

申立期間の③のうち、申立人が G 市にある D 事業所に勤務していたと主張する期間について、申立内容に合致する適用事業所は見当たらず、申立人からも、厚生年金保険料の控除をうかがわせる具体的な証言は得られなかった。なお、申立事業所と同名の D 事業所（本社：H 区）について、健康保険厚生年金保険被保険者名簿を調査したが、申立人の氏名は無く、申立期間について健康保険証の番号の欠番も無かった。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は厚生年金保険の被保険者として、申立期間の①、②及び③の期間のうち、申立人が D 事業所に勤務していたと主張する期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、申立期間の③のうち、申立人が E 事業所に勤務していたと主張する期間については、社会保険事務所が保管している E 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人と同姓同名で生年月日が約 3 年相違する者の記録が確認できたが、当該記録は平成 21 年 2 月 25 日に申立人の基礎年金番号に統合されている。

第1 委員会の結論

A社の事業主は、申立人が主張する昭和51年8月16日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立期間について厚生年金保険被保険者の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、12万6,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年8月16日から同年10月16日まで

私は、昭和43年4月1日にA社に入社し、平成12年5月1日に退社した。したがって、申立期間における厚生年金保険の被保険者期間が欠落していることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金基金加入員リスト、雇用保険の加入記録及び人事記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人のA社における資格取得日については、同社から提出のあった申立人に係る厚生年金基金加入員資格取得届及び同基金加入員リストに「昭和51年8月16日」と記載されている。

これらを総合的に判断すると、申立人が主張する昭和51年8月16日に、被保険者資格を取得した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金基金加入員リスト及び社会保険事務所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿における転勤前後の期間の記録から、12万6,000円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和44年5月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月30日から同年5月1日まで

私は、B職として、昭和43年4月1日から44年3月31日までA社に勤務し、引き続き、同年4月1日から46年3月31日までC社に勤務したにもかかわらず、申立期間における厚生年金保険の被保険者期間が1か月欠落していることには納得できない。

なお、A社からC社への異動日（4月1日）と厚生年金保険の被保険者資格の喪失日及び取得日（4月30日及び5月1日）が異なる理由については、当時、C社がA社の庶務を行っており、私が厚生年金保険に加入すること自体に変更は無いからとして、社会保険事務所への届出が遅れたものと思われる。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった人事記録から判断すると、申立人がA社及びC社に継続して勤務し（昭和44年4月1日にA社からC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所が保管するC社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の被保険者資格の取得時の標準報酬月額の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事

業主は、不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和 44 年 5 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 4 月 30 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 4 月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、同月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から51年3月まで

私は社会保険事務所から、昭和51年12月になってから新規に国民年金手帳が払い出されていると説明を受けたが、49年4月に国民年金手帳が交付されているので、申立期間は納付書が送付されて国民年金保険料を納付していたのではないかと考えている。納付した確証は無いが調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金手帳をA区から交付されたと思うと述べているが、国民年金への加入手続及び国民年金保険料の納付をどこで行ったのか記憶が定かではない上、同保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料も無い。

また、申立人は「昭和49年4月に国民年金手帳を交付されているので、納付書が送付されて国民年金保険料を納付していたのではないか」と申立てているが、この49年4月は国民年金の資格取得日であり、申立人に対する国民年金手帳記号番号払出日は昭和51年12月以降となっている。この払出しの時点で、申立期間の49年4月から同年9月までの国民年金保険料は、時効により納付することができない。

さらに、申立人は「何年分かをまとめて支払ったかどうか記憶に無い」と述べていることから、昭和49年10月から51年3月分までの国民年金保険料を過年度納付または特例納付したとは考えにくい。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月まで

私は、20 歳になった昭和 36 年 3 月に A 市区町村で国民年金に加入し、38 年に実家のある B 市区町村（旧 C 市区町村、以下同じ。）へ転居するまでの期間、A 市区町村で国民年金保険料を納付していた。

申立期間については、国民年金保険料を納付していたことは間違いないので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になった昭和 36 年 3 月ごろ、当時在住していた A 市区町村で国民年金に加入し、B 市区町村へ転居する 38 年 3 月までの国民年金保険料を A 市区町村で納付していたとしているが、一方で、申立人は、加入手続の状況や、同保険料の納付方法等については記憶に無いと述べており、申立人が「申立期間の国民年金保険料を一緒に納付していたかもしれない」としている従姉夫婦のものと思われる同保険料の納付記録も確認することができない。

また、A 市区町村が保管する国民年金索引票においても、申立人に係る記録は無く、申立人の旧姓について複数の読み方で氏名検索を行っても、申立内容に該当すると考えられる被保険者記録は確認できないなど、A 市区町村において、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は B 市区町村において昭和 38 年 11 月に払い出されているが、当該記号番号が払い出された時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付できない期間であり、申立人からは、申立期間に係る国民年金保険料について、さかのぼって納付したことをうかが

わせる証言を得ることもできなかった。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料は無く、ほかに申立期間の同保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福島国民年金 事案 507

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年1月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年1月から49年3月まで

私の国民年金については、私が嫁いだA町（旧B町）において、結婚後すぐに亡き義父が加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料の納付も亡き義父が行っていた。私の夫は、同保険料の未納は無いのに、私だけ申立期間の同保険料が未納となっていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の義父が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料が無く、申立人は申立期間の同保険料の納付に関与していないことから、申立期間の同保険料の納付状況は不明である。

また、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人が所持している国民年金手帳記号番号は、昭和51年3月に払い出されていることが確認でき、この時点においては申立期間の大部分は時効により納付できない期間であり、別の同手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 2 月から 52 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 2 月から 52 年 3 月まで

私は母から、結婚して入籍や住所変更等の手続きをした時に、満 20 歳になったら国民年金へ加入するのは国民の義務なので、加入手続きをして払い込んでおいたと言われました。姉弟たちも満 20 歳の時から国民年金に加入して国民年金保険料を支払っているの、私だけ未納になっているのは考えられません。実家に帰って母に聞いたら、払ってあるはずだと言っていましたので調査してください。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金への加入手続き及び申立期間に係る国民年金保険料の納付を申立人の母が行っていたと主張しているが、申立人の母が申立人の同保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料は無い上、申立人の母に聴取しても有力な証言は得られず、また、申立人自身は国民年金への加入手続き及び申立期間に係る同保険料の納付に一切関与していないため、納付状況等が不明である。

また、申立人に対する国民年金手帳記号番号払出日は昭和 54 年 4 月ごろと推察され、この払出しの時点で、申立期間の 51 年 2 月から同年 12 月までの国民年金保険料は、時効により納付することができない。

さらに、申立人に係る旧 A 郡 B 町の国民年金被保険者名簿によれば、昭和 53 年度分の国民年金保険料を 54 年 4 月 28 日に現年度納付し、52 年度分の同保険料を 54 年 5 月 2 日に過年度納付している記録が確認できることから、52 年 1 月から同年 3 月までの同保険料は時効により納付できなかったものと考えられる上、申立人の同保険料を納付していたとする申立人の母から国民年金法附則 4 条による特例納付をしたという証言も無い。

加えて、申立期間当時に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年9月、5年7月から同年10月までの期間、6年7月及び同年8月、並びに7年6月及び同年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年9月
② 平成5年7月から同年10月まで
③ 平成6年7月及び同年8月
④ 平成7年6月及び同年7月

申立期間については、A地方自治体の臨時職員における雇用契約の切替えに伴う合間の期間にあたり、その都度、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は納付していたので、未納となっていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民健康保険加入と同時に国民年金に加入していたので、申立期間の国民年金保険料を未納にするはずがないと一貫して述べているが、B町が保有する申立人に係る国民健康保険の加入履歴によれば、申立期間の①から④までのうち、②の期間を除いては国民健康保険の加入記録は無いことが確認できる上、申立人は、申立期間の②の4か月分の国民年金保険料のうち、2か月分については納付しなかったと述べているなど、申立内容の信憑性は低いものと考えられる。

また、申立期間の③及び④については、申立人が平成18年3月に厚生年金保険の被保険者資格の喪失に伴う国民年金の加入手続を行った後である同年4月に、社会保険事務所において、当該期間を国民年金の加入期間とし、かつ、国民年金保険料の未納期間とする記録の追加が行われたことが社会保険庁のオンライン記録から確認でき、その時点では時効により、当該期間の同

保険料をさかのぼって納めることはできない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す家計簿や確定申告書等の関連資料は無く、ほかに申立期間の同保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間①及び③に係る厚生年金保険被保険者記録の訂正は必要ない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年11月18日から43年7月31日まで
② 昭和43年7月31日から58年8月8日まで
③ 昭和58年8月8日から63年8月31日まで

私は、A社（昭和58年ごろにB社に社名が変更）に60歳になって定年退職するまで勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の未加入期間があるのは納得できない。

したがって、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人が申立期間に、A社に勤務していたことは確認できるほか、申立期間①と③の期間については、厚生年金保険の被保険者記録がある。

しかし、申立期間②のうち、A社が社会保険の適用事業所ではなくなった昭和44年3月25日から、その後、B社が58年8月8日に社会保険の適用事業所となるまでの期間については、A社に勤務していた申立人が厚生年金保険の被保険者となることはできない。このことについて、元事業主及び元経理担当者は「B社が、昭和58年8月に社会保険の適用事業所となる以前は国民年金に加入していた。」と述べており、事実、同僚の社会保険庁の記録をみると、厚生年金保険の被保険者資格について、44年3月25日に喪失し、再び58年8月8日に取得した者が9人存在するが、そのうち8人は当該期間に国民年金に加入し、国民年金保険料が納付済みとなっていることが確認で

きる上、申立人は、45年8月から47年1月までの期間及び47年6月から50年9月までの期間は、夫の健康保険の被扶養者となっていることが確認できることから、申立人は当該期間において、厚生年金保険の被保険者ではなかったと推認することができる。

また、申立期間②のうち、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した昭和43年7月31日からA社が社会保険の適用事業所ではなくなった44年3月25日までの期間について、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者原票を調査したが、健康保険の整理番号に欠番は無く、申立人の氏名も無いことから、43年7月31日以降に、申立人がA社において再度、当該期間に係る厚生年金保険の被保険者資格を取得した状況も認められず、当該期間について、申立人に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

このほか、申立期間②について、申立人が所持する年金手帳には、厚生年金保険の被保険者資格について、昭和43年7月31日に喪失し、その後、58年8月8日に取得した旨の記載があることから、申立人は当時、厚生年金保険の被保険者ではなかったことを認識していたのではないかと推測される。

なお、申立人は、現在もA社における健康保険被保険者証を所持しているが、このことについて、社会保事務所には「証未返納簿記入済」との記録があることから、申立人は、社会保険の被保険者資格を昭和43年7月31日に喪失したものの、健康保険被保険者証を社会保険事務所に返納していなかったことがうかがえる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間の①及び③に係る厚生年金保険被保険者記録の訂正は必要ない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年5月から33年5月まで

私が立ち上げたA社における厚生年金保険の加入記録が無いことには納得できない。

私は、会計事務所に会社設立の届出や、その後の会計処理、税務申告等も依頼していたので、役所への届出も正しく実行してきたと考えております。

第3 委員会の判断の理由

A社の登記簿及び申立人から提出のあった決算報告書（自昭和31年5月1日・至同年10月31日）によれば、同社は昭和31年5月1日に設立したことは確認できるが、同社を管轄するB社会保険事務所には、同社が適用事業所として存在した記録は無く、一方、同社会保険事務所の記録では、申立人が事業主となっているC社が33年5月1日に社会保険の適用事業所となっていることが確認できる。

また、両社の登記簿には、「A社を組織変更して、C社となった。」等の記録がある。

以上のことから判断すると、申立人が社会保険事務所に対し、適用事業所として届出を行ったのは、A社ではなく、昭和33年5月1日に新規適用事業所となったC社と考えるのが自然である。

このほか、A社に引き続いてC社に勤務していた従業員のうち、連絡が取れた3人からは、A社時の厚生年金保険の加入に関する有力な証言は得られなかった。

なお、申立期間に係る厚生年金保険料を控除していた事実を確認できる資料は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

福島厚生年金 事案 380

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 12 月 1 日から 39 年 2 月 1 日まで
私は、昭和 37 年 12 月 1 日から 39 年 2 月 1 日まで A 病院（旧 B 病院。）
に勤務していた。

私は、申立事業所に勤務した約 1 年間は、正社員の給料としてではなく、
病院の院長のポケットマネーか、病院の経費で支払われていたと思うが、
勤務していたことは事実なので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 病院からは、申立期間当時の人事記録等の資料を保管しておらず、申立
人に係る勤務状況や厚生年金保険の加入状況を確認することはできないとの
回答であった。

一方、申立人は「A 病院の院長が副業として行っていた個人的な事業の業
務に従事しており、給与についても同院長のポケットマネーから支払われて
いたかもしれず、健康保険証についても同病院からはもらっていなかった」
と述べており、申立期間について、申立人が、同病院の職員であったことを
うかがわせる事情は見当たらない。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険
被保険者原票には、申立人の氏名は無い上、健康保険の整理番号に欠番は無
く、前述の院長が経営していたとする C 事業所については、厚生年金保険の
適用事業所としての記録は確認できない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、
申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業
主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主（A事業所）により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年6月から33年3月6日まで

私は、申立期間はA事業所で働いていたが、厚生年金保険の記録では、被保険者資格の取得日が昭和33年3月6日となっており、被保険者期間は6か月しかない。私が採用される時、ちょうど、B県で採用になった人が4名いたことを覚えている。辞めるまで15～16月は働いていたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、申立人の主張などから、申立人が当時、A事業所に勤務していたことは推察される。

しかし、社会保険事務所が保管しているA事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人が昭和33年3月6日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し同年9月3日に喪失していること、申立期間において申立人の氏名が見当たらないこと、及び整理番号に欠番が無いことが確認できる。

また、申立人と同時期に採用されたとする同僚も、申立人と同様に、昭和33年3月6日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることから、申立人は、申立期間においては被保険者資格を取得していなかったものと推認される。

さらに、給与明細書等、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを示す資料は無い。

なお、申立人の申立期間に係る雇用保険の加入記録は確認できない上、申立事業所は昭和60年9月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立事業所に対し、申立人の勤務実態等を確認することはできなかった。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。